

●この事業は今年度も実施しているか？2020 年度の実施予定はあるか？

「平成 31（2019）年度障害者による文化芸術活動推進事業（共生社会の推進を含む）」は新規事業です。現在実施している「平成 30 年度戦略的芸術文化創造推進事業（共生社会実現のための芸術文化活動の推進）」を拡充したものです。2020 年度についても実施する方向性で考えておりますが、詳細等を含めまして現時点では未定です。

※「平成 30 年度戦略的芸術文化創造推進事業（共生社会実現のための芸術文化活動の推進）」の採択一覧はこちら

http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/jutenshien/senryaku/pdf/h30_senryaku_jigyo_1.pdf

●この事業に応募できる取組は障害者を対象としたもののみか？

共生社会実現のため、障害者による文化芸術活動や社会包摂に資する活動を拡充しようとするものですので、取組の対象を障害者のみに限定したものではありません。

●どのようなことが対象となるか？どんなことが求められているのか？

この事業では、文化芸術活動を通じて社会的に孤立しがちな人々との交流の機会の創出や、文化芸術の鑑賞や創造活動を行う際に障壁となっているものを取り除くなどの取組を通じて、共生社会の実現に資することを目指しています。

●対象は新規事業のみか？既存事業でもよいか？

新規事業でも既存事業でも応募可能です。

●採択になったときから事業を開始できるのか？

この事業は委託事業として実施しますので、文化庁と採択団体間で委託契約を締結します。国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。

●補助率は何割か？採択された場合は申請額で契約となるのか？契約を締結した時点で支給してもらえるか？

この事業は、補助事業ではなく、委託事業として実施します。文化庁と採択団体間で委託契約を締結し、事業を行っていただきます。事業完了後、当該契約に基づいて精算を行い、精算後の金額について、契約金額を上限として支払いをします。なお、契約金額は、企画提案書の内容を勘案して予算の範囲内で決定しますので、企画提案書の提示する金額と必ずしも一致するものではありません。

●公募要領の募集概要にある各プロジェクトの予算規模は、1 件あたりの金額か？採択事業全体の金額か？

1 件あたりの額です。

- 応募に当たっては、1課題につき、1団体1件までとあるが、一つの法人の中に複数の文化施設等がある場合、複数の団体と考えてよいか？

定款、財務諸表等が一つである場合は、複数の施設があっても1団体として考えます。

- 上記のような場合で、法人名・法人代表者名ではなく、施設名・施設長名で応募することは可能か？

応募内容が、その施設での取組によるもので、貴法人の規定上、提出様式の全てを施設長の権限で担保可能であれば、施設名・施設長名での応募も可能です。ただし、その場合でも、一法人で一つの団体と考えますので、同一法人内の別施設から同一課題に重複して応募いただくことはできません。

- 上記のような場合で、法人名で応募するが、実際の取組はその中の1施設が行う場合、(様式2) 応募団体の概要には、法人についての内容を書くべきか、事業を実施する施設について記載してもよいか？

団体構成員及び加入条件等、沿革、目的、事業実績などについて、法人についての記載と合わせて、応募する事業の内容に関連する部門(施設)のことを重点的に記載いただいても結構です。

- 地方公共団体の場合、対象経費として、地方公共団体が事業者に支出する補助金を計上することはできるか？

対象となる経費は、応募要領3ページ～6ページに示している通りです。補助金は対象経費として計上することはできません。

- 委託事業として実施している事業を申請することはできるか？

採択となった場合は、文化庁と採択団体とで委託契約を結ぶことになることから、採択団体が更に委託することは再委託となります。なお、公募要領の6ページに記載のとおり、支出額の50%以上を同一の者に発注又は依頼し、支出することは認められません。

- 1課題につき、1団体1件までとなっているが、例えば、地方公共団体が窓口となり、同一課題について複数の事業を取りまとめて実施する、という方法でも応募可能か？

地方自治体が複数の事業を取りまとめて実施する方法でも応募可能ですが、事業主体として、課題解決のために地方自治体が担う役割も明記してください。

また、経費については、地方公共団体が事業者に支出する補助金を対象経費として計上することはできません。雑役務費、再委託費等の経費の場合、応募要領の6ページに記載していますように、支出額の50%以上を同一の者に発注又は依頼し、支出することは認められませんが、複数の者に支出することを制限するものではありません。

- (C)のプロジェクトについて、応募者が窓口をつくり、複数のイベントを一括して支援する、という実施方法でも応募可能か？

可能です。上記設問を参考にしてください。

- 公募要領の実施期間に、「原則として、公演等の実施については、平成32年(2020)年2月28日まで」とあるが、これは必須か？

事業終了後に経費の精算等の事務作業が発生することから、目安として定めています。

●著作権（知的財産権）はどこに帰属するか？

企画提案書（様式3）16 に知的財産権の帰属についての項目がありますので、「乙（団体に帰属することを希望する。」又は「全て甲（文化庁）に帰属する。」から選んでください。なお、詳細については契約書で定めることとなります。文化庁の委託契約書の様式は、「文化庁ホームページ>よくある御質問>文化庁委託業務の事務処理について」に掲載しておりますので、御参照ください。

<http://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>

●株式会社でも応募可能か？

可能です。

●今年度立ち上げた団体のため、財務諸表が3年分ないが、応募可能か？

応募は可能です。予算書等、財務諸表に代わるものを添付してください。

●活動の成果を発表するため、参加費のかかる大会に参加しようと考えている。参加費も経費に計上可能か？

可能です。ただし、本公募事業の主旨に沿うものであるかどうか、十分に御留意ください。